

大和市広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、広告の掲載に関し必要な基準を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 規則第3条第10号の規定により、掲載することが適当でないと市長が認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 賭博性のあるもの又は投機性の高いもの
- (2) 出資者又は出資金を募るもの
- (3) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 社会的に不適切なもの
- (5) 求人広告、求人広告に類するもの

(掲載しない事業者)

第3条 規則第4条第5号の規定により、広告を掲載することが適当でないと市長が認める事業者は、次のとおりとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営む事業者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む事業者
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (4) 興信所、探偵事務所等
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 社会問題を起こしているもの

(表示の基準)

第4条 広告の表示内容は、次によるものとする。

- (1) 市、国、県等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
- (2) 肖像権又は著作権を侵害しないこと。
- (3) 虚偽の内容を表示しないこと。
- (4) 不明確な内容を表示しないこと。
- (5) 広告主（広告主が広告代理業を営むものである場合には、実際に広告を掲載する者）の名称、

所在地、電話番号、代表者の氏名（法人格を有する団体の場合を除き、個人事業主にあつては当該個人事業主の氏名とする。）を表示すること（市のホームページに広告を掲載する場合を除く。）。

（ネーミングライツに関する準用）

第5条 第2条から前条（第5号を除く。）までの規定は、ネーミングライツを付与する場合について準用する。この場合において、第2条の見出し中「掲載」とあるのは「ネーミングライツに係る愛称」と、同条中「掲載する」とあるのは「採用する」と、第3条の見出し中「掲載しない」とあるのは「ネーミングライツを付与しない」と、同条中「広告を掲載する」とあるのは「ネーミングライツを付与する」と、第4条中「広告」とあるのは「ネーミングライツに係る愛称」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月28日から施行する。